

# 郡上市結婚新生活支援補助金（令和5年度）対象 セルフチェックシート

以下の要件に当てはまる方は、補助対象となる可能性があります

項 目		☑													
対象世帯	令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に婚姻届を提出している	<input type="checkbox"/>													
	婚姻日時点の年齢が夫婦ともに39歳以下である	<input type="checkbox"/>													
	申請対象となる住居が郡上市内にある	<input type="checkbox"/>													
	夫婦の両方、または一方が申請対象の住居に住民登録がある	<input type="checkbox"/>													
	夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である	<input type="checkbox"/>													
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">●所得金額</td> <td>①夫</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>②妻</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">●奨学金返済額 ※所得証明書に対応する年の年間返済額</td> <td>③夫</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>④妻</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">夫婦の所得額の合計(①+②-③-④)</td> <td>円</td> </tr> </table>		●所得金額	①夫	円	②妻	円	●奨学金返済額 ※所得証明書に対応する年の年間返済額	③夫	円	④妻	円	夫婦の所得額の合計(①+②-③-④)		円
	●所得金額			①夫	円										
			②妻	円											
	●奨学金返済額 ※所得証明書に対応する年の年間返済額		③夫	円											
		④妻	円												
夫婦の所得額の合計(①+②-③-④)		円													
(所得金額の確認方法) ○住民税を勤務先を通じて納付する方 ⇒市民税・県民税の決定・変更通知書の「総所得金額」 給与所得のみの場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」でも確認できます。 ○上記以外の方 ⇒市民税・県民税の納税通知書の総所得と他の所得(分離譲渡所得等)の合計 ○所得額が不明な場合は、税務課で発行する所得証明書で確認いただけます。 (手数料 300円)															
夫婦ともに郡上市の市税・使用料等を滞納していない		<input type="checkbox"/>													
夫婦ともに2年以上市内に居住する意思がある		<input type="checkbox"/>													
郡上市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではない		<input type="checkbox"/>													
過去に「結婚新生活支援補助金」を受けたことがない (他市町村での結婚新生活支援事業も含む)		<input type="checkbox"/>													
対象経費	住居費、引越し費用に対して他の公的補助を受けていない	<input type="checkbox"/>													
	住居取得やリフォーム、賃借に関する契約名義は夫婦のいずれかである	<input type="checkbox"/>													
	住宅取得やリフォームについて、婚姻前に取得・契約したものは、取得日、契約日が婚姻日から遡って1年以内である	<input type="checkbox"/>													
	費用の支払いは夫婦のいずれかである	<input type="checkbox"/>													